

**京都府庁構内エレベーター内広告
募集要項（仕様書）**

●施設の概要

名称	京都府庁
所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
設置目的	府行政に関する事務を行う。
施設の主な用途	事務所 (勤務職員数：1号館 700 人程度、2号館 1,200 人程度、3号館 400 人程度)
開庁時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休庁日	土日祝祭日及び年末年始

●募集広告に関する事項

種 類	ポスター
広告組数	8 組（①～⑩のとおり）
広告掲載エレベーター（8 組）	① 1 号館 1 号機左側・2 号館 1 号機左側 ② 1 号館 1 号機右側・2 号館 1 号機右側 ③ 1 号館 2 号機左側・2 号館 2 号機左側 ④ 1 号館 2 号機右側・2 号館 2 号機右側 ⑤ 1 号館 3 号機左側・2 号館 3 号機左側 ⑥ 1 号館 3 号機右側・2 号館 3 号機右側 ⑦ 1 号館 4 号機左側・2 号館 4 号機左側 ⑧ 1 号館 4 号機右側・2 号館 4 号機右側 ⑨ 3 号館 1 号機右側 ⑩ 3 号館 2 号機右側 ※①～⑧は、2 機（2 枚）で 1 組とします。 ※左側、右側とは、エレベーター入口から見た方向となります。 ※エレベーターの配置については、4 ページ目をご覧ください。
（参考）エレベーター稼働回数	1 号館 1・2 号機（1 号館南側）：月 25,000 回程度 1 号館 3・4 号機（1 号館北側）：月 25,000 回程度 2 号館 1・2 号機（2 号館東側）：月 15,000 回程度 2 号館 3・4 号機（2 号館中央）：月 30,000 回程度 3 号館 1・2 号機：月 20,000 回程度
広告のサイズ	1 機について 1 枚：B2 サイズ（728 mm×515 mm） ※全て縦長とします。 ※エレベーター内の広告掲載イメージは、3 ページ目をご覧ください。
広告掲載期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間で 1 箇月以上（1 箇月単位での掲載とする）
広告掲載料（年額） （消費税及び地方消費税含む。）	①～⑧については、各組 月額 8,360 円以上 ⑨、⑩については、各組 月額 14,050 円以上

広告の設置等	・ 広告の印刷、設置、維持管理、撤去に係る費用は、広告主の負担です。 ・ 広告の内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。府が推奨するものではありません。
--------	--

●申込方法

提出書類	京都府庁構内エレベーター内広告掲載申込書 添付書類（広告の原稿・会社概要等）・役員調書
提出方法	郵送、Eメール又は持参
提出期限	掲載希望日の 20 日前まで

●応募資格

応募資格	・ 広告掲載希望者は、広告主または広告代理店のどちらの応募も可能です。 なお、広告代理店が応募の場合、広告代理店に加えて広告掲載希望者が、京都府広告取扱要綱及び同基準並びに京都府庁構内エレベーター内広告要領の基準を満たす必要がありますので、確認の上、別に定める様式を提出してください。
------	--

●選定方法

選定方法	・ 広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもの ・ 広告掲載エレベーターの組ごとに先着順 ・ なお、広告掲載期間中、広告内容の変更は可能ですが、掲載希望日の 15 日前までに広告内容等について事前協議が必要です。
------	---

●留意事項

広告原稿の表示	広告原稿には、上部に縦 3 cm×横 7 cm以上の大きさに「広告」の表示、広告主の名称及び連絡先を表示してください。
そ の 他	以上の事項のほか、広告掲載に関することは京都府広告取扱要綱及び同基準並びに京都府庁構内エレベーター内広告要領を参照してください。

●申込み・問合せ先

担 当	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部府有資産活用課 TEL：075-414-4044 E-mail： huyushisan@pref.kyoto.lg.jp
-----	---

エレベーター入口からの掲載イメージ

1号館エレベーター 1～4号機

左側



右側



2号館エレベーター 1～4号機

左側



右側



3号館エレベーター 1、2号機



エレベーター配置図

①～⑩：広告掲載場所

